

6 事業の承継をしたい



東京都事業承継・引継ぎ支援センター

窓口相談

マッチング支援

事業承継、特にM&Aにまつわる相談を中心に受け付けています。

○M&Aよろず相談

第三者への承継相談を受け付けています。

○従業員承継のアドバイス

経営者からの相談、承継される役員・社員からの相談などを受け付けています。

○承継先が決まっている場合のアドバイス

承継先が決まっており、意思確認もすでにできているケースに限り、譲渡までの一連の手続きや契約書の作成等をサポートします。

○候補先の紹介

センターに寄せられている譲渡ニーズの中から情報のマッチングを行い、承継候補先を紹介します。

問合せ先

東京都事業承継・引継ぎ支援センター（東京商工会議所）

☎ 03-3283-7555



その他事業承継に関する相談窓口

窓口相談

■ビジネスサポートデスク（東京西）

問合せ先

東京商工会議所ビジネスサポートデスク（東京西）

☎ 03-4346-1961



■事業承継・再生支援事業

問合せ先

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援課

☎ 03-3251-7885



事業承継・M&A 補助金

助成金

事業承継を契機として新しい取組等を行う中小企業・小規模事業者等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業・小規模事業者等を支援します。

問合せ先

事業承継・M&A 補助金事務局（中小企業庁）

☎ 050-3145-3812



事業承継支援

情報発信

区内中小企業の経営者に向けた事業承継に関する情報発信等を実施し、事業承継への取組のきっかけづくりを行います。

問合せ先

新宿区 産業振興課

☎ 03-3344-0701

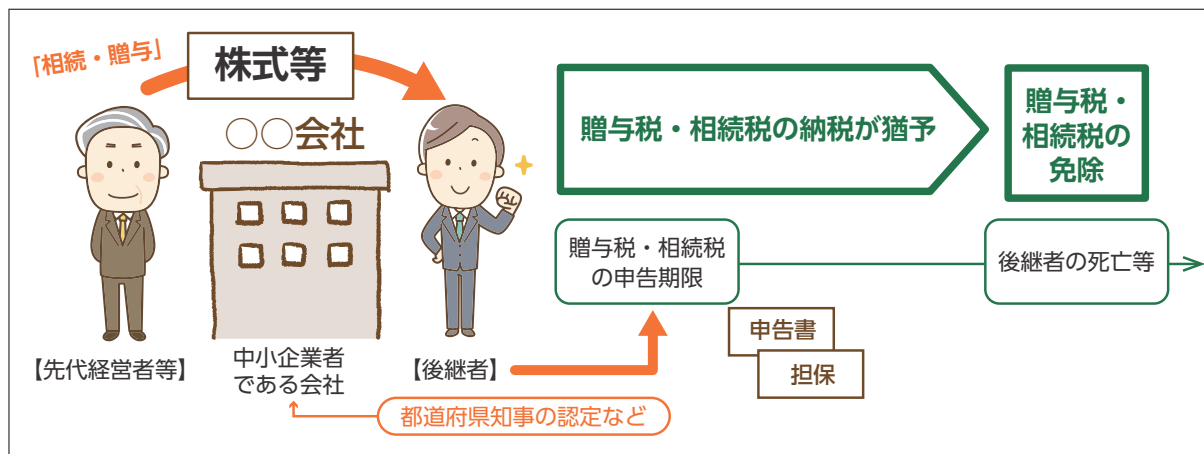


コラム⑤ 「事業承継税制【特例】とは？」

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置が創設されました。

特例措置の適用を受けるためには、「特例承継計画」を策定して、都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります。提出期限等の詳細は中小企業庁のHPをご確認ください。



問合せ先

中小企業庁 財務課

☎ 03-3501-5803

